

学校における薬の取扱いについて

本校では学校における薬の取扱いについて、下記のように考えております。薬による事故防止の観点からも、御理解と御協力をお願いします。御不明な点があれば保健室にお尋ねください。

記

1 薬の取扱いについて

薬を投与することは医療行為であり、教職員が生徒の身体の状態を判断して投与することはできません。やむを得ず、薬を校内への持ち込む場合、必ず保護者から事前に申し出を受けて、基本的には本人が管理しますが、薬の紛失や服用忘れなど懸念されますので、担任等が必ず服用状況を確認するようにします。

また、市販薬を持ってくる場合は、薬の紛失、他の生徒への譲渡の心配もありますので、必要以上の薬の持ち込みはしないようにお願いします。

2 学校での薬の取扱いについて

(1) 次の場合は事前にご相談ください

ア 生徒が一人でうまく服用できない場合

イ 冷所保管が必要など特別な保管条件がある場合

(2) 頓用薬（症状が出た場合に服用する薬）や市販薬について

- ・学校で服用する場合は、以前にも服用した経験のある安全な薬を使用してください。
- ・必要な場合は、保護者に連絡を取った上で服用する場合がありますので、連絡が取れるようにしてください。
- ・服薬した際は、空き袋と服薬時間などをご家庭に連絡しますので、必ず保健室で服用するようにします。

(3) 医師への処方依頼について

校内への薬の持ち込みを最小限にするため、医師に処方してもらう際に、朝夕2回服用で処方を依頼してください。また、保管条件のある薬（水薬など）の処方は避けていただくよう依頼してください。

(4) 学校へ持ち込む薬の準備について

薬の紛失、他の生徒への譲渡等防止のため、次のようにご準備ください。

服用の錠剤やカプセル等は1回分のみ小分けにして、ジッパー付きの小袋などに入れ、クラス、氏名を記入して持参してください。（粉薬は、袋に直接書いていただいても結構です。）

(5) 薬に関する情報提供

処方日や本人に処方された薬であることの確認のため、お薬手帳などの情報を提出していただく場合があります。

